

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

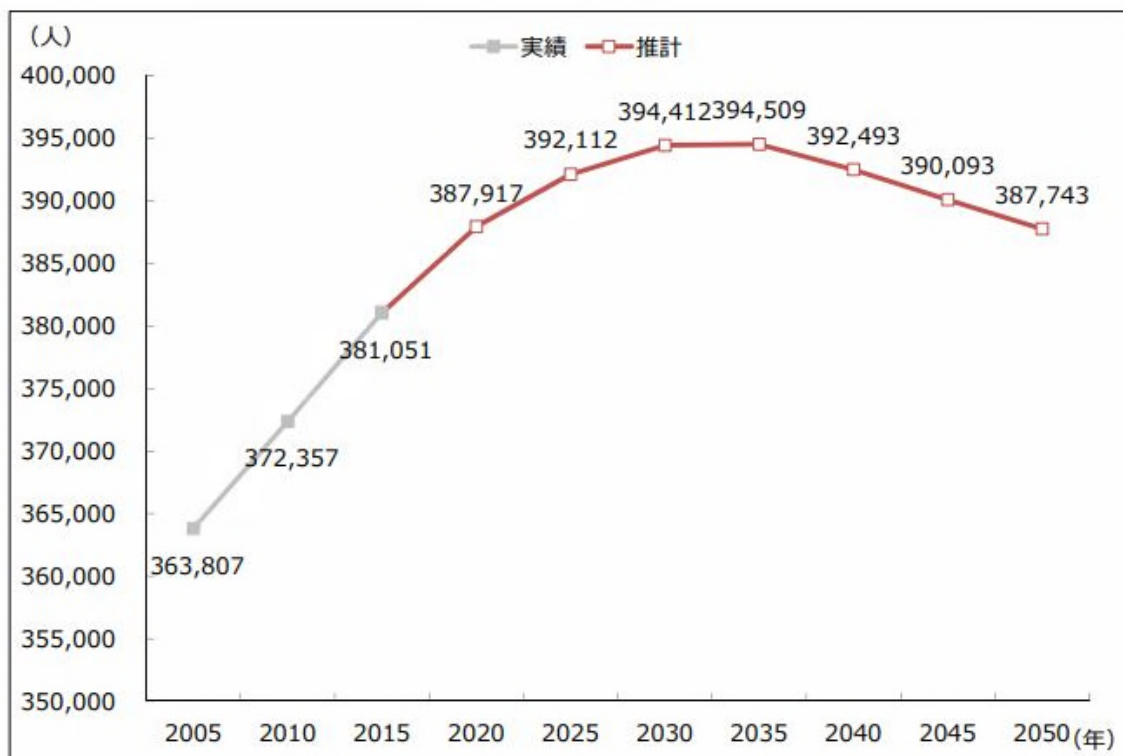
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和5年1月1日時点での本市の人口は384,422人である。本市の人口は今後も増加を続けるが、令和17年の394,509人をピークにその後減少に転じる見込みである。

次期総合計画策定支援業務人口推計報告書(令和元年3月)から本市の人口推計結果及び年齢4階級別による人口見通しを、それぞれ図1及び図2で示す。

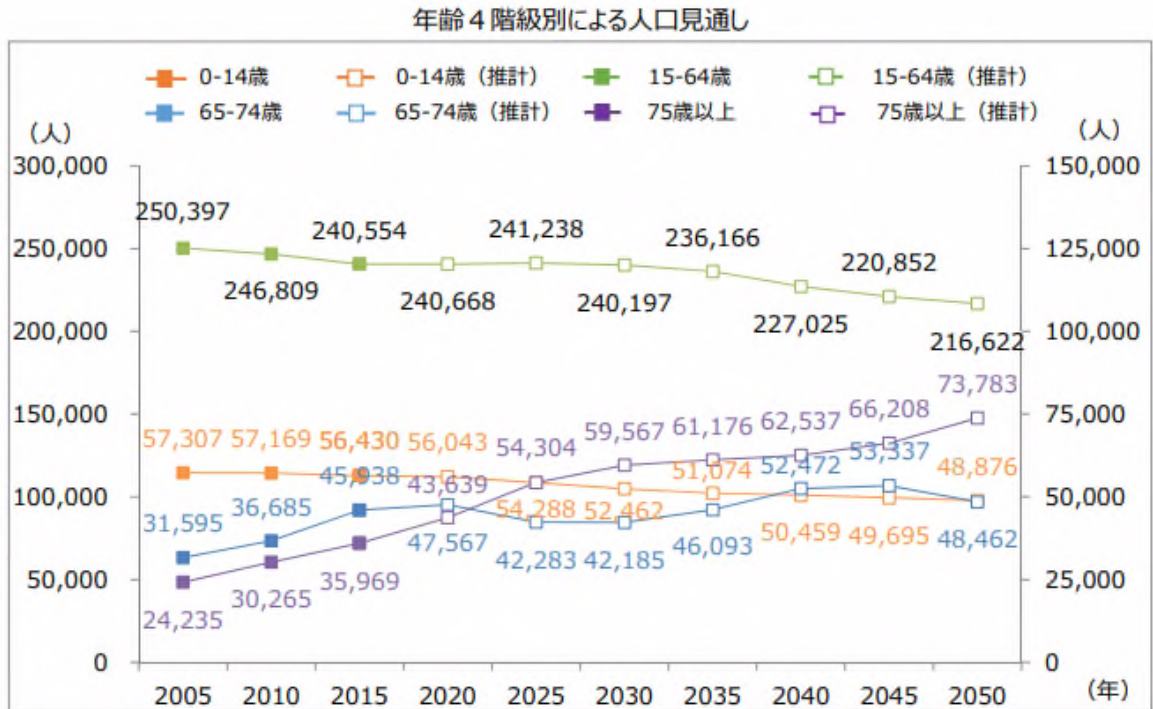
本市の人口は、2010年から2015年までにおいて社会増が大きく増加した影響により、2035年まで増加することとなり、約39.5万人に達する見通しにある。

本市の労働力を支える「15～64歳(生産年齢人口)」は既に減少傾向にあり、2015年から2035年の20年間で約4,400人減少する見通しにある。また、「0～14歳(年少人口)」は、生産年齢人口の約4分の1程度しかないものの、20年間で5,000人以上が減少していくため、人口規模を維持していくうえで大きな懸念材料となる。



※ 2015(平成27)年までは国勢調査に基づく実績値

図1 人口推計結果



※ 2015（平成27）年までは国勢調査に基づく実績値（年齢不詳を含まない）

※ 各年齢区分の推計値については、1の位の末尾を四捨五入したものであるため、加算したものが合計値と異なる場合がある。

図2 年齢4階級別による人口見通し

岡崎市産業労働計画(計画期間：令和3年度～令和12年度)策定時における本市の産業特性では、本市の市内総生産のうち製造業の割合が約40%を占めている一方で従業員数は全体の約25%となっており、また、卸売・小売業は、市内総生産に占める割合が約10%であるが従業員数の全体の割合は製造業に次ぐ約20%を占めていることから、この2業種が本市の産業の主たるものとなっていると言える。

また、令和元年度に市内事業者159社に対して行ったアンケート調査によれば、約45%の事業者が「人材育成・確保」を弱みとして認識していると回答があった。生産年齢人口の減少により、市内の中小企業にとって労働力不足や技能継承といった課題に直面することが想定される。

これまで本市では、工場等建設奨励制度を始め企業誘致に取り組んできた。そうした企業の中には生産設備等の更新時期を迎えているものもある。

本計画により市内の中小企業の人手不足に対応した事業基盤の構築や生産性を抜本的に向上させる取組を支援する。

また、岡崎ビジネスサポートセンターでは、事業者からの相談を受けその事業者の強みを活用した売上向上を目指しており、事業承継を課題とする企業についても、売上向上により資金力を良化することで、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業となるように支援を行っている。

本計画により市内の中小企業が生産性の抜本的な向上を実現し、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業を目指す取組を支援する。

(2) 目標

計画期間において本市内の240社に対し先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。これにより本市の西三河地域の中核都市としての更なる経済発展と、本市が県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなることを目指す。

指標名	目標値
先端設備等導入計画の認定件数	240社

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すとともに、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多種多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

都市計画区域外を含め市内の全域に生産施設の工場等が存在することから、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の経済、雇用は多様な業種により支えられている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、全業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

不当な人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない等、雇用の安定に配慮することとする。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮することとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。